

# E i w a N e w s

コロナ禍における株主総会の運営方法

令和4年3月  
(No.200)

新型コロナウイルスが流行している状況下において、「新しい生活様式」が求められています。今回は、コロナ禍において人との接触を控えたい今、株主総会の運営方法について、法的にどのような選択肢があるかご紹介いたします。

コロナ禍における株主総会の運営には、次の3つの方法があります。

(1) WEB会議を利用する方法	簡単にどこからでも株主総会に参加可能
(2) 書面決議を利用する方法	株主総会の開催が不要
(3) 代理人による議決権行使をする方法	通常の株主総会

以下、これらの方法による株主総会の運営の概要と留意点をご紹介します。

## 1. WEB会議を利用する方法

### (1) 概要

株主総会の会場にいない株主が、WEB会議を利用して株主総会に参加する方法です。WEBでの出席を推奨することによって、人との接触を抑えることができます。

この方法による出席者も、会場にいる株主と同様に定足数に含まれます。

### (2) 留意点

- 通信障害が発生しないようにサイバーセキュリティ対策をとったり、株主が株主総会にアクセスするために必要となる環境（通信速度、OSやアプリケーション等）や、アクセスするための手順について丁寧に案内することが必要です。
- WEB会議には、株主総会招集通知に記載したIDとパスワードを用いて、株主にログインしてもらいます。
- WEB会議では、株主に顔を出してもらい、画面の表示名と登録名を同じようにしてもらいなどにより、株主以外の参加によるなりすましを防止する対策をとる必要があります。会議の始めから終わりまで、画面を見て確認する係を決めておくことが推奨されます。
- WEB会議を利用した方法では、実際に会場で行われる株主総会とは違う方法で、株主総会の妨害がされる可能性があります。発言者以外は、ミュート機能をオンにする、チャット機能はオフにするなどの、運営ルールを定めておく必要があります。

## 2. 書面決議を利用する方法

### (1) 概要

株主の全員の同意が得られた場合には、株主総会の目的事項について可決する決議があったとみなすことができる方法です。実際に株主総会を開催しないため、人との接触を避けることができます。

この方法は、株主総会の招集期間が決まっていないので、短期間で迅速に株主総会決議を成立させたい場合に有効です。

書面決議は、議決権のある株主全員から同意の意思表示があった日、または、会社が指定した日に、決議があったものとみなすことができます。

### (2) 留意点

- 書面決議が成立したときは、株主総会議事録を作成して株主全員の同意書と一緒に会社の本店所在地に保存する必要があります。
- 登記申請においては、書面決議で選任された役員の就任承諾書の添付や株主リストの添付も必要です。
- 株主全員の同意書の提出がなければ、書面決議は成立しません。その場合は、改めて株主総会を開催することが必要となります。

## 3. 代理人による議決権行使をする方法

### (1) 概要

最後に、一般的な方法として、代理人による議決権行使の方法があります。株主に対して、株主総会当日に来場するのではなく、代表取締役などが代理人になるように指定してもらうように促すことによって、株主総会への出席者を減らし、人との接触を抑えることができます。

代理人による出席も本人が出席した場合と同様に定足数に含まれるので、株主総会は有効に成立します。

### (2) 留意点

- 株主から議決権行使の委任状を提出してもらいます。会社は、その委任状を株主総会の日から3カ月間本店に保管します。
- 株主本人から代理人への委任は株主総会ごとに行う必要があります。
- 株主が株主総会に出席したい場合には、来場不可を強制することができません。

その他、上場企業を対象とした、株主総会の開催場所を定めないバーチャルオンリー型の株主総会の方法や、議決権行使書による書面投票制度を利用した方法もあります。

以上、コロナ禍における株主総会の運営方法についてご紹介いたしました。

ご不明点等ございましたら、お気軽に弊社事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。